

平成26年7月10日

～出産費資金貸付け制度の見直しについて～

1 概要

出産費資金の貸付けは、平成13年度に出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金の貸付けを行うことで、福祉の向上に寄与することを目的として制定された。

平成19年4月1日から出産育児一時金を世帯主に代わり保険者から直接医療機関等が受け取ることで、出産育児一時金を超えた分だけ出産費を支払う受取代理制度が導入された。

平成21年10月1日から、出産育児一時金を保険者から国保連合会を通して医療機関等に支払う直接支払制度が導入された。なお、直接支払制度の導入により、受取代理制度は廃止された。

平成23年4月1日から直接支払制度に対応できない小規模医療機関等に対応するために受取代理制度が制度化された。

このような出産費の支払に係る制度が充実した結果、平成23年度から貸付実績は無くなつた。

2 出産費の支給状況

(単位：人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
直接支払制度	80	181	207	184	179
受取代理制度	38	—	2	0	1
貸付	10	1	0	0	0
未利用	99	17	22	32	25
計	227	199	231	216	205

3 改正内容

- (1) 小平市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する。
- (2) 小平市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止に伴い、小平市国民健康保険出産費資金の貸付けに関する条例の第4条の貸付金総額の限度に係る規定を削除する。

4 貸付制度存続の理由

- (1) 直接支払制度等に未対応な医療機関等での出産が見込まれること。
- (2) 20市が貸付け制度を運用していること。
- (3) 平成25年度に9市で25件の貸付けの実績があつたこと。